

令和3年12月 坂井市農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月27日(月) 午後2時30分

2. 開催場所 多目的研修集会施設3階大ホール

3. 出席委員 16名(番号は議席番号)

1番 大川 勝利	2番 末廣 秀夫	3番 清兼 義靖
4番 田中 勇樹	5番 南出 直美	6番 (欠席)
7番 (欠席)	8番 伊藤 美津雄	9番 (欠席)
10番 大嶋 裕一	11番 中垣内 勇夫	12番 木村 強
13番 田中 正信	14番 本田 雄揮	15番 坪川 敏光
16番 寺嶋 太寿男	17番 大嶋 謙一	18番 三寺 總左エ門
19番 森 勝義(会長)		

4. 欠席委員 3名

6番 林 亮介	7番 牧野 典代	9番 坪田 信次
---------	----------	----------

5. 出席者

(農業委員会事務局)

局長 池本 成輝

書記 村本 竜也

(農業振興課)

主事 小林 勇成

次長 小林 一裕

書記 安久 佐由美

6. 提出議案

議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について

議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について

議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について

議案第54号 現況証明願について

議案第55号 非農地証明について

議案第56号 農用地利用集積計画の決定について

議案第57号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見審議について

7. 議事録署名人

11番 中垣内 勇夫委員 12番 木村 強委員

事務局長	<p>令和3年12月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。</p> <p>只今の出席委員数は16名です。よって、本会議は委員の過半数にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言される場合は委員番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、森会長がご挨拶申し上げます。</p>
森会長	<会長挨拶>
事務局長	<p>それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、森会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>はじめに議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に11番 中垣内 勇夫委員、12番 木村 強委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><説明> それでは、議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」ご説明させていただきます。今月は4件です。</p> <p>整理番号30番。譲渡人は埼玉県 ○○さん。譲受人は丸岡町下久米田 ○○さん。申請地は丸岡町下久米田○○ほか、田、計2,432㎡です。許可後の経営面積163aです。</p> <p>続いて整理番号31番。譲渡人は栃木県 ○○さん、譲受人は丸岡町伏屋 ○○さん。申請地は丸岡町三本木○○ 畑、計109㎡です。許可後の経営面積は96aです。</p> <p>整理番号32番。譲渡人は坂井町東中野 ○○さん。譲受人は三国町米納津 ○○さん。申請地は三国町米納津○○ほか1筆、畑、計3,220㎡です。許可後の経営面積は97aです。</p> <p>整理番号33番。譲渡人は福井市和布町 ○○さん。譲受人は坂井町東荒井 ○○さん。申請地は坂井町東荒井○○ほか5筆、計8,013㎡です。許可後の経営面積は281aです。</p> <p>以上、ご審議の程をお願いいたします。</p>
議長	<p>この議案につきまして、ご意見を伺います。</p> <p>ご意見、ございませんか</p> <p>無ければ、お諮りいたします。</p> <p>議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」は許可することに決定してよろしいですか。</p>
各委員	<各委員>異議なしの声
議長	異議がないと認めます。議案第51号は許可することに決定しました。
議長	次に議案第52号「農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局説明を求めます。
事務局	<説明> では、議案第52号「農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について」説明いたします。

整理番号 72 番、申請者は丸岡町板倉 ○○さん。申請地は丸岡町板倉 ○○、ほか 4 筆、計 852 m²で住宅建設のため転用するものです。建築面積は 176 m²です。

以上ご審議願います。

議 長

それでは現地確認の報告を 18 番三寺会長職務代理者お願いします。

三寺職務代理者

18 番三寺です。

整理番号 72 番、申請地は住宅建築を目的とするもので明章小学校より北に約 300m、もみじ保育園より南東約 150mに位置しております。東側と南側は市道、西側は排水路、北側は土場となっています。東と南は市道に面しておりますが 50 cm程度コンクリートを設け土砂の流入対策とするとのことで、隣接農地もなく周辺に影響ないと思われま。

議 長

続いて地元委員のご意見を伺います。整理番号 72 番を 1 番 大川委員、ご意見をお願いします。

大川委員

1 番 大川です。当案件は現地確認に行かれた三寺職務代理の説明のとおり、何ら問題ないと思われましますので、ご審議よろしく願います。

議 長

それではお諮りしま。議案第 52 号は許可相当と認め、意見決定してよろしいですか。

<各委員>異議なしの声

異議がないと認めま。

議案第 52 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見審議について」は許可相当と認め、意見決定いたしました。

議 長

次に、議案第 53 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたしま。事務局の説明を求めま。

事務局

<説 明> それでは、議案第 53 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議についてについて」ご説明させていただきます。今月は 11 件ございま。

整理番号 73 番、使用貸借権設定の案件です。貸人は三国町楽円 ○○さん。借人は福井市志津が丘二丁目 ○○さん。申請地は三国町三国東三丁目○○ほか 1 筆、計 422 m²です。住宅建築を目的に転用するもので建築面積 67.6 m²です。

整理番号 74 番、譲渡人は丸岡町畑中 ○○さん。譲受人は福井市船橋黒竜 1 丁目 ○○さんです。申請地は丸岡町八ヶ郷○○、田 464 m²です。住宅建築を目的として所有権移転するもので、建築面積 122.97 m²です。

整理番号 75 番、譲渡人は春江町安沢 ○○さん。譲受人は福井市高木 2 丁目 福井県基準寝具 (株) さん。申請地は春江町安沢○○、畑、487 m²。駐車場を整備するため所有権移転するもので、建築面積は 487 m²です。

整理番号 76 番、賃貸借権の設定を行うもので、貸人は丸岡町今市 ○○さん、借人は福井市志比口 (株) 羽崎組さん。申請地は丸岡町今市○○、6,000 m²のうち 4,875 m²で、砂利採取を目的として 1 年間の一時転用を行うものです。転用面積 4,875 m²です。

整理番号 77 番、賃貸借権の設定を行うもので、貸人は愛知県 ○○さんほか 2 名、借人は福井市中藤新保 九頭竜砂利工業 (株) さんです。申請地は丸岡町為安○○ほか 2 筆 田 6,570 m²です。砂利採取を目的に 1

年間の一時転用を行うものです。

整理番号 78 番、所有権移転の案件で、譲渡人は春江町江留上大和 ○○さんほか3名、譲受人は福井市上北野1丁目 永森建設(株)さん。申請地は春江町江留上錦○○ほか12筆 田 2,867 m²です。宅地分譲を目的に転用するものです。

整理番号 79 番、譲渡人は春江町江留中 ○○さん、譲受人は春江町西太郎丸 ○○さんです。申請地は春江町江留中○○ほか2筆 合計 452.61 m²です。事務所建築を目的に所有権移転するもので、建築面積 96.05 m²です。

整理番号 80 番、貸人は丸岡町西瓜屋 ○○さん 譲受人は丸岡町西瓜屋 ○○さん。申請地は丸岡町一本田○○、ほか1筆、田 239 m²です。住宅建築を目的として使用貸借権設定するもので整備面積は 110.85 m²です。

整理番号 81 番、譲渡人は春江町為国幸 ○○さんほか10名 譲受人は丸岡町舟寄 (株)レイホクさん。申請地は春江町為国○○、ほか11筆、3,846.05 m²です。集合住宅建築を目的として所有権移転するもので建築面積は 834.75 m²です。

整理番号 82 番、譲渡人は福井市松本1丁目 ○○さん 譲受人は春江町沖布目 野原商事(有)さん。申請地は春江町沖布目○○、田 3,486 m²です。資材置き場・駐車場を目的として所有権移転するもの

整理番号 83 番、譲渡人は春江町針原 片岡浩範さん 譲受人は越前市稲寄町 ○○さん。申請地は春江町針原○○、田 449 m²です。住宅建築を目的として所有権移転するもので建築面積 159.84 m²です。

以上ご審議をお願いします。

議 長

それでは、現地確認の報告をお願いします。

末廣委員

整理番号 73、75、79 番を 2 番 末廣委員説明願います。
2 番、末廣です。

整理番号 73 番。排水は道路にある門型側溝に流すとのことで問題ないものであると考えます。

整理番号 75 番。駐車場にする案件ですが、擁壁を作りU字溝へ排水するということで特に問題ないと思われま

整理番号 79 番。事務所兼住宅建築の案件で、道路側溝に排水する見込みで隣接農地に影響なく問題ないと思われま

議 長

整理番号 74、77、80 番を 17 番大嶋謙一委員お願いします。

大嶋委員

17 番 大嶋です。整理番号 74 番は、住宅建築の案件で、土盛をして建築するとのことで排水は前に流すため問題ありません。隣の畑との境界にはコンクリートを入れて雨水排水が流れないように対応するとのことで、問題ないと思われま

整理番号 77 番、丸岡町為安の案件で、砂利採取予定のところで排水を川に流すということです。住宅建設に関しては南側の道路に雨水が流れるということで問題ないと思われま

整理番号 80 番、丸岡町一本田の件。住宅を整備するもので、ただし土地周辺に影響ないよう農家組合長や区長とよく話合うようお願いします。周りが住宅地で致し方ないと思われま

議 長 三寺職務代理者	<p>続いて整理番号 76 番を 18 番三寺会長職務代理者お願いします。</p> <p>18 番 三寺です。整理番号 76 番は砂利採取のための一時転用の案件です。申請地は、よつば保育園から東へ約 300m に位置し、周知を高さ 2m ほどの囲いをして作業。汚泥排水防止のため、排水の北側に汚泥沈殿柵を設置し、排水側に流すとのことです。また、地区の江堀には泥上げを実施し、大雨警報時には工事をストップするとのことで問題ないと思われま。ご審議お願いします。</p>
議 長 大川委員	<p>続いて整理番号 78、81～83 番を 1 番大川委員お願いします。</p> <p>1 番 大川です。整理番号 78 番は宅地分譲の案件で、周囲は住宅や工場となっていて問題ないと思われま。整理番号 81 番は集合住宅の案件で、申請地の北側にカーポートのようなものが建てられていたため、始末書を提出してもらい、撤去も行うということです。また約 3,800 m²ほど面積があるので、中心に道を増設して北角に貯水池を設けるとのことで問題ないと思われま。次に整理番号 82 番は、以前ハウスが建っていたものが撤去された場所で、運送会社の駐車場兼資材置き場として整備するものです。上下には L 字溝を設け雨水対策されており、左の田についてもすでに U 字溝が入っているため、問題ないと思われま。整理番号 83 番は、住宅建築の土留をして土が流出しないこと、下側の畑にも門型をふせて雨水等排水するとのことで問題ないと思われま。</p> <p>以上ご審議お願いします。</p>
議 長	<p>続きまして、地元委員のご意見を伺います。</p>
林委員	<p>整理番号 73 番を 6 番林委員ですが、欠席のため事務局の報告をお願いします。</p> <p>事務局です。林委員よりご意見を受けておりますので報告します。整理番号 73 番、西側南側は市道、既設道路側溝に排水するとのことで問題ないとのことです。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長 末廣委員	<p>整理番号 74 番を 2 番 末廣委員お願いします。</p> <p>2 番 末廣です。整理番号 74 番は建物は隣地に迷惑かからない状況で、排水は前のほうに流すので問題ないと思われま。</p>
議 長 三寺職務代理	<p>整理番号 75、83 番を 18 番三寺会長職務代理者お願いします。</p> <p>18 番 三寺です。整理番号 75、83 番は現地確認の委員が行った報告のとおり問題ないと思われま。ご審議お願いします。</p>
議 長 中垣内委員	<p>整理番号 76 番を 11 番 中垣内委員お願いします。</p> <p>11 番 中垣内です。整理番号 76 番、現地確認の委員が行った報告のとおり問題ないと思われま。ご審議お願いします。</p>
議 長 大川委員	<p>整理番号 77 番を 1 番 大川委員お願いします。</p> <p>1 番大川です。整理番号 77 番は現地確認の委員が行った報告のとおり問題ないと思われま。ご審議お願いします。</p>
議 長 田中委員	<p>整理番号 78、81、82 番を 13 番 田中正信委員お願いします。</p> <p>13 番 田中です。整理番号 81 番、宅地分譲にならないよう建売、分譲住宅でお願いをしてございます。整理番号 82 番は過去に飛行場拡張に関連した土地であり、園芸をして補助を受けていましたが、その後耕作放棄となり荒れた状況でありました。地主に草刈りを依頼するものの対応が難しいところでした。今回転用にあたり隣接農地に迷惑をかけるものではないので、現地確認の委員が行った報告のとおり問題ないと思われま。</p>

議 長 事務局	<p>整理番号 79 番を 7 番牧野委員欠席のため事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局です。牧野委員より意見をいただいているので説明いたします。整理番号 79 番は、市役所春江支所より北西に約 450m に位置し、北西は住宅、東は市道に面しています。雨水排水は東側の既設道路側溝に排水することとやむを得ないと思われるということです。ご審議お願いします。</p>
議 長	<p>それでは、この案件につきまして、皆様のご意見を伺います。</p> <p>ご意見ございませんか。</p>
委 員	<p><各委員> 異議なしの声</p>
議 長	<p>異議がないと認めます。</p> <p>議案第 53 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」は、許可相当と認め意見決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 54 号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><説 明> 議案第 54 号「現況証明願について」説明します。4 件のうち、整理番号 19 番は取り下げとなりました。</p> <p>整理番号 17 番、出願人は三国町楽円 ○○さん、証明を受けようとする土地は三国町楽円○○、36 m²です。昭和 47 年に作業所を建築し、以後宅地として一体的に利用し、現在に至るものです。</p> <p>整理番号 18 番、出願人は丸岡町上安田 ○○さん、証明を受けようとする土地は丸岡町上安田○○ほか 1 筆、628 m²です。昭和 52 年頃に住宅、平成 2 年に作業場、平成 3 年に車庫を整備し、宅地として一体利用し、現在に至っています。</p> <p>整理番号 20 番、出願人は春江町中筋 ○○さん、証明を受けようとする土地は春江町中筋○○、33 m²です。昭和 37 年頃より工場を建設し、一体利用し、現在に至っています。</p> <p>以上ご審議願います。</p>
議 長	<p>それでは、現地確認の報告をお願いします。</p> <p>整理番号 17 番を 2 番 末廣委員お願いします。</p>
末廣委員	<p>2 番 末廣です。整理番号 17 番、排水溝に橋が掛かっており非農地と認めて問題ないと思われま。</p>
議 長	<p>整理番号 18 番を 18 番三寺会長職務代理者お願いします。</p>
三寺委員	<p>18 番 三寺です。整理番号 18 番は事務局説明のとおり、非農地と認めて問題ないと思われま。</p> <p>整理番号 20 番を 1 番大川委員お願いします。</p>
議 長	<p>1 番 大川です。整理番号 20 番は昭和 37 年に工場整備したもので、現場を見ても工場建物の一部と敷地であり、非農地と認めて問題ないと思われま。</p>
大川委員 議長	<p>続いて地元委員の意見を伺います。</p>
大嶋委員	<p>整理番号 17 番を 10 番大嶋裕一委員お願いします。</p>
議 長	<p>10 番 大嶋です。現地確認した委員の説明のとおり問題ありません。</p> <p>整理番号 18 番を 11 番中垣内委員お願いします。</p>

中垣内委員	11 番 中垣内です。三寺職務代理者の説明のとおり問題ありません。
議 長	整理番号 20 番を 13 番田中正信委員お願いします。
田中委員	13 番田中です。現地確認した委員の説明のとおり問題ありません。
議 長	それではご意見を伺います。ご意見ございませんか。 議案第 54 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
委 員	<各委員> 異議なしの声
議 長	ご異議がないと認めます。 議案第 54 号「現況証明願について」は、原案のとおり承認いたしました。
議 長	続いて議案第 55 号「非農地証明について」、事務局の説明を求めます。
事務局	<説 明> 報告第 55 号「非農地証明について」、説明します。 整理番号 2 番。申請者は丸岡町女形谷 ○○さん。証明を受けようとする土地は、丸岡町山口○○、ほか 1 筆、計 1,477 m ² です。福井県森林整備計画の対象森林に編入し、森林環境保全直接支援事業の対象区域とするため申請がありましたので、ご審議願います。
議 長	それでは現地確認の報告をお願いします。
大嶋委員	整理番号 2 番を 17 番 大嶋謙一委員お願いします。 17 番 大嶋です。当該地には、竹田コミュニティセンターから車で向かいましたが、森林組合による樹木伐採が行われておりました。森林組合の方の話では周辺は同等に樹木が成長しているとのことで、途中まで徒歩で分け入り付近の樹木を計測したところ、幹回り 39 cm でありました。樹木伐採中はたいへん危険であるため、森林組合から当該地の写真を提供いただいておりますので、ご審議よろしくをお願いします。
議 長	続いて地元委員のご意見を伺います。
末廣委員	整理番号 2 番を 2 番末廣委員お願いします。 2 番 末廣です。現地確認できませんでしたが、森林組合職員の話では、周辺樹木の幹回りは 30～40 cm 程度であり、山林であると思われま。
議 長	それでは、ご意見を伺います。ご意見ございませんか。 議案第 55 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	<各委員> 異議なしの声
	ご異議がないと認めます。 議案第 55 号「非農地証明について」は、原案のとおり承認いたしました。
議 長	続いて議案第 56 号「農用地利用集積計画の決定について」と議案第 57 号「農用地利用再配分計画の決定について」は関連がありますので一括議題とします。農業振興課の説明を求めます。
農業振興課	議案第 56 号「農用地利用集積計画の決定について」と議案第 57 号「農用地利用再配分計画の決定について」について説明いたします。 利用権設定を受ける者、いわゆる借り手側は 26 名、また利用権設定をする者、いわゆる貸し手側は 122 名となっております。次に、その利用権設定面積は、賃借権の設定で、田、新規 195 筆、331,045.65 m ² 、田の更新 182 筆、238,743.3 m ² です。畑は新規 2 筆 3,996 m ² 、更新 9 筆 6,453 m ² です。田新規更新合わせて 388 筆 580,237.95 m ² です。 使用貸借権は 10 筆、田の面積 12,233 m ² です。

議 長

それではお諮りします。議案第 56、57 号は原案のとおり承認してよろしいですか。

<各委員> 異議なしの声

異議がないと認めます。

議案第 56 号「農用地利用集積計画の決定について」と議案第 57 号「農用地利用再配分計画の決定について」は原案のとおり承認いたしました。

この案件は今回ございません。説明は以上です。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。